短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

＜　令和６年９月　１日　現在　＞

１　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　　０４８（２９０）７３７３（午前9時００分から　午後6時００分まで）

担当　　生活相談員

２　特別養護老人ホーム　かわぐちロイヤルの園の概要

（１）提供できるサービスの種類　　短期入所生活介護サービス及び付随するサービス

介護予防短期入所生活介護サービス及び付随するサービス

（２）施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム　かわぐちロイヤルの園
所　在　地	埼玉県川口市大字西立野４８番地
法　人　名	社会福祉法人　栄　光　会
代表者名	理事長　北　林　登　美　雄
電話番号	０４８（２９０）７３７３
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
介護保険事業者番号	１１７０２０５７４２
サービス提供地域	川口市、草加市、越谷市、さいたま市南区、さいたま市緑区

（３）施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管　理　者		１名(1)		施設の業務を統括	１名(1)
医　　師			１名(1)	診察、健康管理、保健衛生指導等	１名(1)
生活相談員	社会福祉士	２名(　)		生活相談、面接、入退所連絡調整等	２名(1)
栄　養　士	管理栄養士	１名(　)		献立作成、栄養管理、給食業務全般	１名(　)
機能訓練指導員	看護師		１名(　)	機能訓練計画の作成、実施指導等	１名(　)
介護支援専門員	介護福祉士、社会福祉士	２名(　)		サービス計画の立案、管理等	２名(　)
事務職員		３名(1)		総括、庶務、会計経理、施設整備等	３名(1)
看護職員	看護師、准看護師	１名(　)	４名(　)	医療、健康管理業務等	５名(　)
介護職員	介護福祉士	22名(14)	６名(　)	日常生活の介護、援助、福祉等	28名(14)
	介護職員初任者研修修了者	18名(10)	８名(1)	日常生活の介護、援助、福祉等	26名(11)
	その他	４名(1)	１名(　)	日常生活の介護、援助、福祉等	５名(1)

（　）内は男性再掲載

（4）施設の設備の概要

定　　員	空床利用型
居　　室	定員　1名　（全室個室のユニットケア）
（ユニット）	各階　2ユニット・4ユニット　1ユニット　定員　10名
浴　　室	各ユニットに1箇所設置
ト　イ　レ	各ユニットに3箇所設置
共同生活室	各ユニットに1箇所
医　務　室	1階に設置

3　サービスの内容（介護予防短期入所生活介護を含む。以下同じ）

①短期入所生活介護計画の立案

……介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者の方に説明し、同意をいただきます。

②食　　事……朝食　　7：30～　8：30

昼食　12：00～13：00

夕食　18：00～19：00　　以上の他、湯茶等のサービスがあります。

③入　　浴……週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介　　護……短期入所生活介護計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い　等

⑤機能訓練……利用者の状況に応じ、生活リハビリを行います。

⑥生活相談……常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理……日々簡単な健康チェックを行います

⑧緊急時の対応

……利用者の容体の変化や緊急の場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、速やかに緊急連絡先に連絡します。

⑨事故発生の防止及び発生時の対応

……事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

⑩安全管理……非常災害に関する具体的計画を立て、連絡体制を整備し、従業員に周知するとともに、防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑪身体的拘束等

……身体的拘束等は原則として行いません。ただし、緊急やむを得ず必要と認められる場合は、別に定める手続きを経て実施することがあります。

⑫療養食の提供

……当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑬日常費用の受入・支払代行

……介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入・支払代行契約書」の締結が必要となります。

⑭所持品の保管

……特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑮レクリエーション

……当施設では、夏祭り、敬老会、外出レク等年間数回の行事を行います。また、書道クラブ活動も行います。行事やクラブ活動によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾いただきます。

⑯その他のサービス

ア　通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
医療費は別途かかります。

イ　理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。
料金は別途かかります。

ウ　その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。

４　利用料金

（1）施設利用料（基本料金）

・短期入所生活介護

	１日あたりの自己負担分		
	１割負担	２割負担	３割負担
要支援１	５９５円	１，１８８円	１，７８２円
要支援２	７３６円	１，４７１円	２，２０７円
要介護１	８１４円	１，６２６円	２，４４０円
要介護２	８９１円	１，７８１円	２，６７２円
要介護３	９７５円	１，９４９円	２，９２３円
要介護４	１，０５１円	２，１０２円	３，１５２円
要介護５	１，１２９円	２，２５７円	３，３８５円

（2）加算

加　　算	1日あたりの 自己負担分 （1 割負担）	1日あたりの 自己負担分 （2割負担）	1日あたりの 自己負担分 （3割負担）
①看護体制加算Ⅰ	5円	9円	１３円
②夜勤職員配置加算Ⅱ	２０円	４０円	５９円
③送迎加算	片道１回あたり ２１２円	片道１回あたり ４２２円	片道１回あたり ６２９円
④サービス提供体制強化加算Ⅰロ	１４円	２７円	４１円
⑤介護職員処遇改善加算Ⅰ			８．３%
⑥介護職員等特定処遇改善加算			２．３%
※以下は、体制等の要件が整い次第加算されます。			
⑦看護体制加算Ⅱロ	１０円	１９円	２８円
⑧サービス提供体制強化加算Ⅱ	7円	１３円	１９円
⑨個別機能訓練加算	１４円	２７円	４１円

（3）食事代・滞在費

① 食事負担金　　1日あたり　1，６００円（朝：400円、昼：650円、夕：550円）

② 滞在費　　1日あたり　2，５００円

（4）その他の料金　……利用者及びご家族の希望により提供いたします。

① 理美容費　……カット　2，５００円、パーマ・カット　7，５００円（月1回）

② 複 写 費　……1枚あたり　１０円

③ 日常費用受入・支払代行

……別途「日常費用受入・支払代行契約」を結んでいただきます。

④ 日常生活費　……1日あたり　２００円

内訳：バスタオル、タオル、おしぼり、入浴用品（低刺激ソープ、保湿クリーム等）、T字剃刀、ウェットティッシュ等

⑤ そ の 他　……上記のほか、レクリエーション費用、買物サービスの費用、所持品預かり・保管などは自己負担になります。

（5）基本料金の減免措置

……生活相談員にお尋ねください

（6）支払方法　……毎月、１０日までに前月分の請求をいたしますので、１５日以内にお支払いください。

ただし、退所される場合は、退所日までの分をその都度請求いたしますので、１５日以内にお支払いください。お支払いいたたきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動引き落とし、銀行振込、現金による窓口精算の３通りの中からご契約の際に選べます。

（７）料金の変更　……介護保険関係法令の改正等により料金が変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾いただきます。

（８）キャンセル料

利用開始前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①　入所日前日１７時までにご連絡いただいた場合	無　　料
②　入所日前日１７時までにご連絡がなかった場合	１日の利用料の３０％

（９）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

５　サービスの利用方法

（１）サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、3か月前からできます。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

（２）サービス利用契約の終了

①　利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②　自 動 終 了

以下の場合は、通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

・利用者が介護保険施設に入所した場合　……入所日の翌日
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合　……非該当となった日
・利用者がお亡くなりになった場合　……死亡日の翌日

③　そ　の　他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを３０日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１５日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や

当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は契約を終了することができるものとします。

- 事業者が、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、３０日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- 利用者のやむを得ない事由により、契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

６　当施設のサービスの特徴

（１）運営の方針

① 明るくて暖かい、家庭的な雰囲気に満ち溢れたホーム運営を行い、安心、生きがい、感動づくりを目指します。

② 「利用者本位」、「残存能力の活用」、「サービスの総合性」を介護基本理念とします。

（２）サービス利用のために

事　　項	有無	備　　考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の有無	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有
変更・追加の申し込み方法	有	
同性介護の希望	不可	できるかぎりご相談は受け付けます。

（３）施設利用にあたっての留意事項

- 状況確認　……入所時の利用者の状況について把握するため、利用者またはご家族から現況等についてお伺いします。
- 入退所　……月曜日から土曜日とします。入所時間は、原則として利用開始日の１０時以降とし、退所時間は利用終了日の１７時までとします。
- 面会　……面会時間　午前９時３０分から午後８時００分まで
- 外出、外泊　……外出（短時間を除く）又は外泊される場合は、あらかじめ「外出・外泊届」を提出してください。
- 飲酒、喫煙　……飲酒は、他の入所者の迷惑にならないようにしてください。場合により施設として、制限させていただく場合があります。喫煙につきましては、基本的には全館禁煙ですが、入居者に限り、指定された場所のみ喫煙できます。ライター、タバコについては、施設側で管理させていただきます。
- 設備、器具の利用　……介護に必要な器具は、原則として無償で利用できます。ただし、

特殊な器具については、ご購入していただく場合があります。

- 金銭、貴重品の持ち込み……多額の現金や貴重品の持ち込みは、ご遠慮願います。
- 所持品の持ち込み　……施設内で保管いたしますが、収納場所に限りがありますので制限させていただく場合があります。
- 施設外での受診　……急変時の受診は、当施設で対応しますが、それ以外の受診は、ご家族で対応していただくこともあります。ただし、付添い代行は、ご相談ください。
- 宗教活動　……施設内での活動は、ご遠慮願います。
- ペット　……施設内での飼育は、ご遠慮願います。
- お心付け　……施設では、皆様からの「お心付け」はご遠慮させていただいております。菓子類につきましても、お受け取りできませんのでご了承ください。
- 差し入れ等　……差し入れ等を持参された場合は、職員にお申し出ください。

7　緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化や緊急の事態があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の緊急連絡先に速やかにご連絡いたします。

緊急連絡先①		
	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号（携帯）	
	続　　柄	
緊急連絡先②		
	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号（携帯）	
	続　　柄	
緊急連絡先③		
	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号（携帯）	
	続　　柄	

8　相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記サービス相談窓口までお申し出ください。なお、当該窓口に相談しにくい場合は、苦情解決第三者委員もしくは福祉サービス苦情相談窓口にご相談ください。また、個人情報についての苦情も受け付けております。

☆　サービス相談窓口　☆
電話番号　０４８（２９０）７３７３　特別養護老人ホームかわぐちロイヤルの園　相談係
受付時間　月曜日から土曜日　午前9時００分から　午後6時００分まで
相談窓口　生活相談員
苦情解決責任者　施設長

☆　福祉サービス苦情解決窓口　☆

川口市健康増進部介護保険課	電話番号　０４８（２５９）７２９３
草加市長寿・介護福祉課	電話番号　０４８（９２２）０１５１
越谷市健康福祉部高齢介護課	電話番号　０４８（９６３）９１６８
さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課	電話番号　０４８（８２９）１２６４
埼玉県国民健康保険団体連合会　介護苦情相談専用	電話番号　０４８（８２４）２５６８
埼玉県運営適正化委員会	電話番号　０４８（８２２）１２４３

【◎個人の秘密は守られます。　◎相談は無料です。】

・第三者評価の実施状況　無

９　当法人の概要

（１）社会福祉法人栄光会の概要

①　名称・法人種別	社会福祉法人　栄光会
②　代表者役職・氏名	理事長　北　林　登　美　雄
③　本部所在地・電話番号	埼玉県所沢市北野三丁目１番地１８ ０４（２９４７）１６００
④　運営する施設	特別養護老人ホーム　ロイヤルの園 デイサービスセンター　ロイヤルの園 在宅介護支援センター　ロイヤルの園 （小手指第１地域包括支援センター） ホームヘルパーステーション　ロイヤルの園 保健センター老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム　ケアハウス　ロイヤルの園 ロイヤルの園　居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム　さいたまロイヤルの園 デイサービスセンター　さいたまロイヤルの園 訪問介護ステーション　さいたまロイヤルの園 さいたまロイヤルの園　居宅介護支援事業所 やまゆり保育園 あきつやまゆり保育園

１０　所沢ロイヤル・ワム・タウンについて

（１）所沢ロイヤル・ワム・タウン

「所沢ロイヤル・ワム・タウン」は、高齢者が住みなれた地域や家庭で生活できるよう、「在宅サービス」と「施設サービス」を複合的に、適切に提供し、誰もが健やかに老い、心安らかな老後を迎えられる地域社会の実現をめざす、医療と保健と福祉、それぞれの分野を総合的にとらえた「ヘルスケア」の複合体です。

「所沢ロイヤル・ワム・タウン」は、医療法人啓仁会と社会福祉法人栄光会が、総合的に連携して構成しています。

（２）所沢ロイヤル・ワム・タウンを構成している　医療法人啓仁会　について

①　名称・法人種別	医療法人　啓仁会
②　主たる事務所の所在地	埼玉県所沢市北野三丁目２０番地１
③　運営する施設	所沢ロイヤル病院
	介護老人保健施設　所沢ロイヤルの丘
	訪問看護ステーション　ロイヤル
	居宅介護支援事業所　ロイヤル
	地域密着型通所介護事業所　所沢ロイヤルの郷
	令和クリニック
	平沢記念病院
	令和の森・川島病院
	介護老人保健施設　令和の森
	訪問看護ステーション　令和の森
	訪問介護ステーション　令和の森
	在宅介護支援センター　きずな
	居宅介護支援事業所　きずな
	川島クリニック
	介護老人保健施設　いとうの杜
	石巻ロイヤル病院
	訪問看護ステーション　ふかや
	吉祥寺南病院
	訪問看護ステーション　吉祥寺
	わかばクリニック
	介護老人保健施設　三鷹ロイヤルの丘
	豊川さくら病院
	介護老人保健施設　たんぽぽ

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む。以下同じ）のご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事　業　者
＜所　在　地＞　埼玉県川口市大字西立野４８番地
＜名　　称＞　社会福祉法人栄光会
特別養護老人ホーム　かわぐちロイヤルの園

＜説明者氏名＞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明に同意し、交付を受けました。

利　用　者
＜住　　所＞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（代　理　人：続柄　＿＿＿＿＿＿　）

＜住　　所＞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

個人情報についての同意書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　栄　光　会
特別養護老人ホーム　かわぐちロイヤルの園
施設長

利　用　者
＜住　　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

（代　理　人：続柄 ＿＿＿＿＿＿ ）
＜住　　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

私は、社会福祉法人栄光会　特別養護老人ホームかわぐちロイヤルの園と締結した「短期入所生活介護利用契約書」に基づくサービスの提供にあたり、下記の事項に同意いたします。

記

1．介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
2．利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
3．医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者（市区町村）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
4．利用者が医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
5．利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
6．行政の開催する評価会議およびサービス担当者会議において必要とする場合
7．その他サービス提供において必要とする場合
8．上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

以　上